

特殊詐欺被害防止機器のご紹介

～「自動警告・通話録音機」を無償でお貸しします!!～

1 「自動警告・通話録音機」とは？

ご家庭の電話機に接続・設置するもので、

- 電話をかけてきた相手に警告メッセージを流す
- 詐欺犯との会話を自動録音する

ための機器です。

(※設置費用やレンタル料金はかかりません。電気代のみご負担となります。)

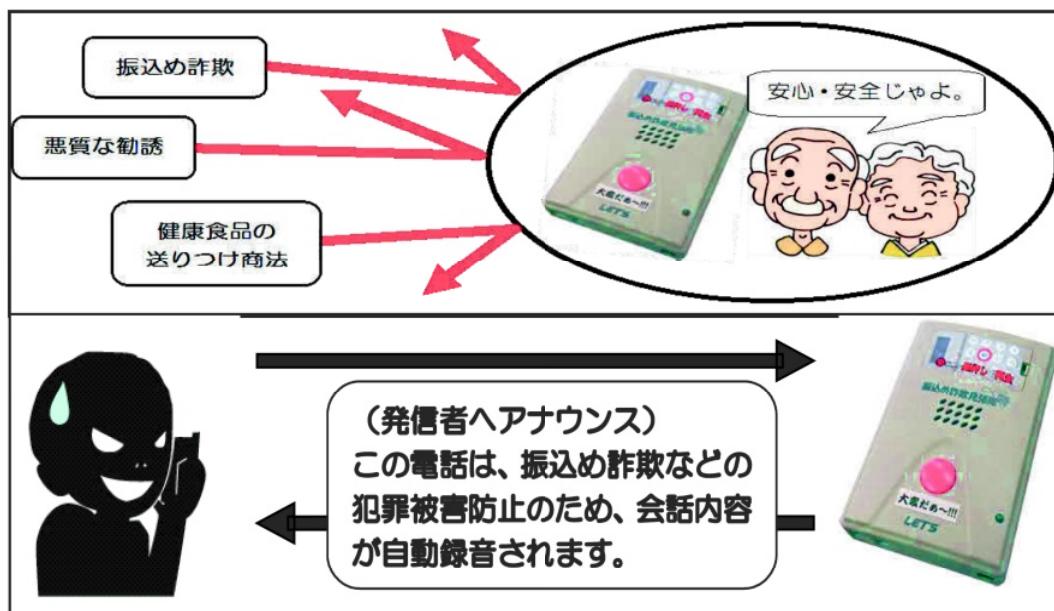
2 具体的な効果は？

① 電話の呼び出し音が流れる前に、

「この電話は振り込め詐欺などの犯罪被害防止のため、会話内容が録音されます。」
と警告メッセージを流すので、詐欺犯人は声を録音されることを嫌い、電話を切ることが期待できます。

② もし、詐欺犯人が電話を切らなければ、その声が高音質で録音されます。

③ 録音した声は、警察官がパスワードを入力しなければ、聞くことはできません。



3 対象者

「高齢者(おおむね65歳以上)」が居住する世帯で、

- 過去に特殊詐欺の被害にあった世帯
- 詐欺グループから押収した名簿に登載されている世帯
- その他の事情により設置が必要と認められる世帯

などです。

県下での設置は500台と数に限りがあります。設置を希望される方は、

警察本部生活安全企画課 097-536-2131(内線3034)
または、もよりの警察署の生活安全課にお問い合わせ下さい。